



Internet Week 2016

知っておくべき著作権・商標権保護の最新動向
商標ニュース編

2016/12/01

安高特許会計事務所
代表弁理士・公認会計士
安高史朗@ipfbiz





**最近の商標ニュースを振り返りながら、
知っておくべき商標の動向を押さえよう！**



- これ、商標だったの！？事件
 - ✓ ボクササイズ、黒七味
- 後から商標取られて使えなくなっちゃった事件
 - ✓ 小説家になろう
- これ、商標権侵害になっちゃうの！？事件
 - ✓ ロコミサイト、脱獄iPhone、オリンピックのハッシュタグ
- 商標出願しまくり男事件
 - ✓ Uさん
- 商標を巡ってガチンコ争い事件
 - ✓ ブロマガ、2ch、カバくん、iPhone
- その他



■ 藤沢市「ボクササイズ」事件

- ✓ ボクササイズを商標と知らずに使用し、宇治市と藤沢市が、商標権者である都内のジムに20万円の支払い。

■ ロッテリア「黒七味」事件

- ✓ ロッテリアが発売したご当地ポテトフライ「京都黒七味風味」が香辛料販売老舗の原了郭の有する商標「黒七味」を侵害するとして、販売を停止。



■ 「小説家になろう」セミナータイトル変更事件

- ✓ 山形市で開かれている「小説家(ライター)になろう講座」が19年間使用してきた名称を変更。
小説投稿サイトの名称として「小説家になろう」が3年前に商標登録され、商標権を持つ大阪の企業から使用差し止めを求められているため。



これ、商標権侵害になっちゃうの！？事件

■ ロコミサイト

- ✓ ロコミサイト(のメタタグ)における社名(商標)の記載を商標権侵害として、削除の仮処分決定

■ 脱獄iPhone

- ✓ 脱獄iPhoneを販売した男性を商標権侵害で逮捕

■ オリンピック ハッシュタグ

- ✓ 米国オリンピック委員会は、非スポンサー企業が#Rio2016や#TeamUSAなどのTwitterのハッシュタグを使用することも商標権侵害行為にあたるとして、非スポンサー企業に対して使用は行わないことを求めている。



- 2015年にU氏と同氏が代表の会社は計1万4786件を出願した。国内全体の約14万7千件の約1割を占め、他を大きく引き離す。
- 特許庁は5月中旬、ホームページ上で大量申請について、「名前が先に出願されていても取り消される場合があるので、あきらめないで」と呼びかける告知を出した。



商標を巡ってガチンコ争い事件



■ ブロマガ



ブロマガ＝niconicoがニコニコチャンネルの追加機能として提供している記事配信サービス（2012年8月21日に発表）

2012/9/27出願、2013/9/20登録

商標

9類(コンピュータプログラム、電子出版物)、
38類(ウェブログ上の電子掲示板通信及びこれに関する情報の提供)、
41類(電子出版物の提供)、
42類(電子計算機・自動車その他その用途に応じて的確な操作をするためには高度の専門的な知識・技術又は経験を必要とする機械の性能・操作方法等に関する紹介及び説明)



ブロマガ＝ブログサービス「FC2ブログ」にて、ユーザがブログ記事を月額購読制にできる、課金記事サービス（2009年1月20日に発表）

2012/9/13出願、2013/10/11登録

商標

42類(インターネットにおけるブログのためのサーバーの記憶領域の貸与、ウェブログの運用管理のための電子計算機用プログラムの提供) \ 無効

■ 2ch

■ カバくん



商標法

超基礎知識講座



自社の製品・サービスと、他社の製品・サービスとを区別するためのマーク(商品名・サービス名・ブランド)を保護するための制度。

- ① 他社による商標の模倣・不正使用を防ぐ。
 - ✓ ブランディング
 - ✓ 海賊版の差止
- ② 自社の商標使用を確保する。
 - ✓ 他社に商標を取らせない



(商標権の効力)

- **第二十五条** 商標権者は、指定商品又は指定役務について登録商標の使用をする権利を専有する。

- 商標として登録された言葉を全て独占できるわけではない。
 - ✓ 指定商品・役務とは??
 - ✓ 登録商標とは??
 - ✓ 商標の使用とは??



商標権の構成

商標権は、
マークとそのマークを使用する商品・サービスの組み合わせで一つの権利となっている。

商標権

||

マーク
(文字・図形など)

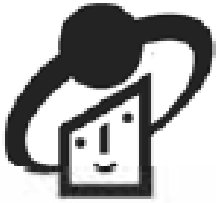
+

使用する
商品・サービス

↓
指定商品・指定役務

【書類名】 商標登録願
【整理番号】 ○○○○○○

【提出日】 平成22年6月3日
【あて先】 特許庁長官 殿
【商標登録を受けようとする商標】



使用する商標

使用する
商品 (又はサービス)
〈区分(分類)も記載〉

【指定商品又は指定役務並びに商標の区分】
【第12類】
【指定商品 (指定役務)】 自動車
【第37類】
【指定商品 (指定役務)】 自動車の修理

【商標登録出願人】
【識別番号】 012345678
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-3
【氏名又は名称】 商標株式会社
【代表者】 商標 太郎 印 又は 識別ラベル
【電話番号】 03 (3581) 1101

【手数料の表示】
【子納台帳番号】 123456
【納付金額】 20600





商標の使用

使用の類型

商品

- ①商品や商品の包装に標章を付ける行為
- ②商品や商品の包装に標章を付けたものを流通(販売等)させる行為

サービス(役務)

- ③役務の提供に当たり顧客が利用する物に標章を付ける行為
- ④標章を付けた物を利用して役務を提供する行為
- ⑤役務を提供する道具に標章を付けて展示する行為
- ⑥役務の提供に当たり顧客の物に標章を付ける行為
- ⑦標章を表示してネットワークを通じた役務を提供する行為

商品・役務

- ⑧広告や取引書類等に標章を付して展示し、頒布する行為
- ⑨商品・役務の流通(販売等)のために音の標章を発する行為



自他商品等識別機能

+

①出所表示機能

②品質保証機能

(③広告機能)



(商標権の効力が及ばない範囲)

- 第二十六条 商標権の効力は、次に掲げる商標には、及ばない。
 - ✓ 商品の特徴(産地、品質、効能など)を普通に用いられる方法で表示する商標
 - ✓ 需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができる態様により使用されていない商標

⇒商標として使用していない(商標の機能を発揮していない)商標には、商標権の効力は及ばない。



(1) 自己と他人の商品・役務(サービス)とを区別することができない商標 ⇒ 識別力の無い商標

(2) 他人の登録商標や周知・著名商標等と紛らわしい商標